

## 生産緑地の面積要件の緩和について

都市農地の保全のため、生産緑地の面積要件を緩和する条例の制定議案を下記のとおり平成 29 年第 4 回西東京市議会定例会に上程します。

### 記

#### 1 本市の現状

西東京市には、約 118 ヘクタール（平成 28 年度末時点）の生産緑地が指定されていますが、従事者の高齢化や後継者不足で、近年では毎年約 2～3 ヘクタール減少しています。なお、西東京市農業委員会から、平成 29 年 8 月 21 日と 11 月 2 日に面積要件の緩和に対する意見が提出されています。

#### 2 条例制定の目的

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」といいます。）において、生産緑地地区を都市計画に定めるには、500 平方メートル以上の区域とする面積要件が設けられていますが、平成 29 年 6 月 15 日に施行された法改正に伴い、条例により 300 平方メートルまで面積要件を引き下げることが可能となったことを受け、本市では、都市農地の保全を目的に、面積要件を緩和する条例を制定します。

#### 3 条例制定の概要

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を、条例で 300 平方メートル以上とします。

#### 4 施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日

#### 5 事業の効果

これまで生産緑地の指定の対象とならなかった 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満の小規模農地は、市内に約 2.4 ヘクタールありますが、これを生産緑地として指定することが可能になります。このことにより、都市農地が保全されるとともに、良好な景観づくりや防災空間の確保など生産緑地の多面的機能が発揮できます。

